

県立大学における教職員の人事給与制度の基本的な考え方策定支援業務委託仕様書

1 目的

令和 11 年 4 月に開学予定の「佐賀県立大学（仮称）」について、教職員の人事給与制度の基本的な考え方の策定支援を行うことを通じて、円滑な準備に寄与する。

2 業務名

県立大学における教職員の人事給与制度の基本的な考え方策定支援業務

3 業務内容等

（１）「教員の人事給与制度の基本的な考え方」の作成支援

①業務内容

佐賀県が今年度中にとりまとめを予定している「教員の人事給与制度の基本的な考え方」に関し、随時訪問、電話、メール、WEB 会議等の方法により、検討項目の確認、法令上の要件の確認、他法人の事例の調査、資料の提供等を行い、作成を支援する。また、同様の方法により、当該基本的な考え方に付随する Q & A の作成を支援する。

なお、基本的な考え方及び Q & A の素案は県から提供する。

【「教員の人事給与制度の基本的な考え方」の項目】

雇用期間、定年、勤務形態、給与、退職手当、開学時の特例、開学前採用の特例、その他（公的医療保険、公的年金等）

【支援対象】

「教員の人事給与制度の基本的な考え方」、「教員の人事給与制度の基本的な考え方に関する Q & A」

②スケジュール（想定）

令和 7 年 1 1 月～ 1 2 月	上記支援対象に係る両案の検討支援
令和 8 年 1 月～ 2 月	案に対する専門家の意見等の反映支援
令和 8 年 3 月	最終とりまとめに向けた支援

（２）「職員の人事給与制度の基本的な考え方」の作成支援

①業務内容

佐賀県が今年度中にとりまとめを予定している「職員の人事給与制度の基本的な考え方」に関し、随時訪問、電話、メール、WEB 会議等の方法により、検討項目の確認、法令上の要件の確認、他法人の事例の調査、資料の提供等を行い、作成を支援する。また、同様の方法により、当該基本的な考え方に付随する Q & A の作成を支援する。

なお、基本的な考え方及び Q & A の素案は県から提供する。

【「職員の人事給与制度の基本的な考え方」項目】

雇用期間、定年、勤務形態、給与、退職手当、開学時の特例、開学前採用の特例、

その他（公的医療保険、公的年金等）

【支援対象】

「職員の人事給与制度の基本的な考え方」、「職員の人事給与制度の基本的な考え方に関するQ & A」

②スケジュール（想定）

令和8年1月	上記支援対象に係る両案の検討支援
令和8年2月	案に対する専門家の意見等の反映支援
令和8年3月	最終とりまとめに向けた支援

4 成果物

- ・ 県立大学における教員の人事給与制度の基本的な考え方（案）
- ・ 「県立大学における教員の人事給与制度の基本的な考え方」に関する Q&A（案）
- ・ 県立大学における職員の人事給与制度の基本的な考え方（案）
- ・ 「県立大学における職員の人事給与制度の基本的な考え方」に関する Q&A（案）

5 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

6 委託料の支出時期

完了払

7 留意事項

- （1）業務の実施にあたっては県の指示に従い、必要な修正や報告等を行うとともに、県と十分に連携しながら進めること。
- （2）業務の全部もしくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、業務の主たる部分以外の業務を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得なければならない。
- （3）業務完了の後、速やかに業務完了報告書を作成し、成果物を添えて県の確認を受けること。
- （4）本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。また、本業務の履行に当たって知り得た情報を漏らしてはならない。本規定はこの契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。